

一般社団法人 CINJI 定款

2025年12月19日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 CINJI と称し、英文では Coalition of Interoperable Networks for Japan and International と表示する。略称は「CINJI」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、研究開発教育ネットワーク（研究開発活動あるいは教育活動のための利用を目的とした、情報通信ネットワーク）に関連する相互接続環境の構築及び運用について連携協力することにより、研究開発教育ネットワーク間及びこれらと接続する外部の研究開発教育ネットワークとの間のトライフィック交換を円滑に推進かつ効果的に実施し、もって我が国の研究開発教育ネットワークの発展及び国際的なネットワークの連携強化に寄与すること、また、これらを通じて、学術・産業・社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究開発教育ネットワークに係る相互接続環境の構築、運用及び管理
- (2) 研究開発教育ネットワークに係る実証実験の実施及び支援
- (3) 研究開発教育ネットワークに係る調査研究及び情報の収集・提供
- (4) 上記に係る国内外関係機関との調整及び連携
- (5) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団

法」という。) 上の社員とする。

2 正会員とは、研究開発教育ネットワークを運用するあるいはそれに準ずる法人、団体又は個人であって第3条に掲げる目的に賛同して入会したものという。

3 特別会員とは、社員総会又は理事会において推薦され本人が会員になることを承認した法人、団体又は個人をいう。

4 賛助会員とは、前2項の条件に該当する者以外で、第3条に掲げる目的に賛同して入会した法人、団体又は個人をいう。

(会員資格の取得)

第6条 この法人に入会しようという者は、理事会が定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 この法人に入会しようという者が法人または団体である場合には、この法人に対する代表者を1名定め、理事会に届ける。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の種類、金額、徴収方法等は、社員総会の決議によって別に定める。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) すべての会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)(以下「計算書類」という。)の承認

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 定時社員総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要があるときに開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集は、正会員に対し、社員総会の日時、場所及び目的等を記載した書面により社員総会の日の一週間前までに通知を発しなければならない。ただし、書面によって議決権を行使することができる事項を定めた場合には社員総会の日の二週間前までに通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、正会員に対し、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

4 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

なお、この場合にあっては、請求の日から 20 日以内に招集しなければならない。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

- (3) 事業の譲渡
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権の行使し、又は代理人に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による議決権の行使をした者又は議決権の行使の委任者は、社員総会に出席したものとみなす。

(電磁的方法による招集通知及び議決権の行使)

第 21 条 代表理事は、招集通知について、書面による通知の発出に代えて、法令の定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

2 社員総会に出席しない正会員は、法令で定めるところにより、電磁的方法により議決権を行使できる。

3 前 2 項の電磁的方法に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、次に掲げる事項を記録した議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置く。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 社員総会に出席した正会員の数及び氏名(書面による議決権の行使をした者及び議決権の行使をした委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (4) 社員総会に出席した理事、監事の氏名
- (5) 社員総会の議長の氏名
- (6) 決議事項
- (7) 議事の経過の要領及びその結果
- (8) 議事録署名人の選任に関する事項
- (9) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 11 条第 3 項で定める事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から社員総会で選任された議事録署名人が記名押印する。

第 5 章 役員

(役員)

第 23 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 5 名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を一般社団・財団法上の代表理事とする。代表理事以外の理事のうち4名以内を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成すること。

(2) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認められるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。

(5) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。

(6) その他法令に定められた業務を行うこと。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第27条 この法人は、理事又は監事の一般社団・財団法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行状況その他の事情を勘案して、賠償責任額から同法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 29 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2 前項の場合、当該理事又は監事に対して、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 30 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した報酬等を支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会の招集は、各理事及び各監事に対し、理事会の日時、場所及び目的を記載した書面をもって、理事会の日の一週間前までに通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、出席した理事(決議について特別の利害関係を有する理事を除く)の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く)の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、理事会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置く。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事会に出席した理事及び監事の氏名
- (3) 理事会の議長の氏名
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第3項で定める事項

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第7章 CINJI 連絡会

(CINJI 連絡会)

第38条 この法人にCINJI 連絡会を置く。

2 CINJI 連絡会は、次の事項に係る審議を行う。

- (1) 研究開発教育ネットワークに係る相互接続環境の構築、運用及び管理
- (2) 研究開発教育ネットワークに係る実証実験の実施及び支援
- (3) 研究開発教育ネットワークに係る調査研究及び情報の収集・提供
- (4) 上記に係る国内外関係機関との調整及び連携

3 CINJI 連絡会の組織、委員の選出方法その他の運営に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品

(3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 資産は、理事会の決議に基づいて、代表理事がこれを管理する。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、代表理事は、理事会の承認を経て、収支予算の補正を定めることができる。

3 前 2 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については社員総会にその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告書

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

4 この法人は、定期社員総会の終了後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 45 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剩余金)

第 46 条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第 47 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

第 48 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 49 条 この法人に事務局を設ける。

2 事務局の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 12 章 雜則

第 50 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりである。

氏名 下條 真司

氏名 栗本 崇

氏名 村井 純

氏名 藤本 幸洋

氏名 大川 恵子

3 この法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 下條 真司、栗本 崇、村井 純

設立時監事 藤本 幸洋、大川 恵子

設立時代表理事 下條 真司

4 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

東京都港区芝五丁目27番6号 泉田町ビル5階